

平成 23 年度経営改善目標

三重県

(1) みえ行政経営体系 経営品質向上活動

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
経営品質理解度(経営品質の趣旨を理解している職員の割合) 16 年度 67.7% 21 年度 90% (21 年度実績 83.7%)	90%	90%
率先実行大賞への応募取組数 16 年度 71 件 21 年度 150 件 (21 年度実績 199 件)	230 件	経営品質向上活動に対する職員の共感度 85% (22 年度実績 84.3%)
学校経営品質に取り組んでいる学校すべての公立の小中学校、県立学校 (21 年度実績 613 校)	学校経営品質に基づき改善活動に取り組んでいる学校の割合 92%	92%

危機管理

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
危機管理の取組に対する率先実行取組等による進行管理を、より一層、徹底させ、活発な対話によるリスクの把握とその対応に向けた取組が全ての所属で行われるようにしていきます。 (18 年度～)	危機管理の取組に対する率先実行取組等による進行管理を、より一層、徹底させ、活発な対話によるリスクの把握や部局独自の危機管理研修が全部局で行われるようにし、危機の対応に向けた取組が全ての所属で行われるようにしていきます。	(22 年度の取組を継続)

環境マネジメントシステム (IS014001)

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
庁内オフィスごみ 5%削減 (基準：平成 15 年度 870.5 トン) (21 年度実績 815.3 トン 6.8%)	庁内オフィスごみ 5%削減 (基準：平成 18・19 年度実績平均 970.1 トン)	環境マネジメントシステムに対する職員の理解度 92% (22 年度実績 90.7%) 環境マネジメントシステムに対する職員の共感度 84.5% (22 年度実績 83.4%) 夏 (7～9 月) の電気使用量 昨年度実績から 3%削減
コピー用紙 5%削減 (基準：平成 15 年度 356.9 トン) (21 年度実績 334.4 トン 6.3%)	コピー用紙 5%削減 (基準：平成 18・19 年度実績平均 694.5 トン)	
温室効果ガス 22 年度までに 12%削減 (基準：平成 15 年度 10,335t-CO2) (21 年度実績 9,040t-CO2 12.5%)	温室効果ガス 電気使用量 13%削減 (基準：平成 18・19 年度実績平均 7,625t-CO2) 公用車燃料 7%削減 (基準：平成 18・19 年度実績平均 1,953t-CO2)	

広聴広報・情報マネジメント

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
県政だより満足度 80% (21 年度実績 80.3%)	80%	80%

みえ政策評価システム

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
評価結果が活用できたと思っている職員の割合 80% (21 年度実績 81.4%)	85%	85%

(2) 経営資源の配分等

県組織の見直し

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
次の視点を基本として弾力的に見直しを行います。 ・「第二次戦略計画」の着実な推進に向けた組織体制の整備 ・地方分権の進展等に伴う県の役割変化を踏まえた組織体制の整備 ・わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制の整備	「県民しあわせプラン」の次期戦略計画の準備状況や国による地域主権改革の動向等を踏まえつつ、県の施策を効果的に推進できる、また、わかりやすく、簡素で効率的な組織体制をめざします。	県の施策を効果的に推進できる、また、わかりやすく、簡素で効率的な組織体制をめざします。

人材育成の推進

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(人材育成ビジョンに基づく研修等の充実) 17 年度に策定した新たな「人材育成ビジョン」に基づく研修体系による職員研修の整備、充実などにより、職員の人材育成、能力開発への支援を行っていきます。	(人材育成ビジョンに基づく研修等の充実) 17 年度に策定した新たな「人材育成ビジョン」に基づく研修体系による職員研修の整備、充実などにより、職員の人材育成、能力開発への支援を行っていきます。	(22 年度の取組を継続)
・職務遂行能力不足等の職員に対する的確に指導し、対応する仕組みを整備、運用していきます。 ・能力や実績に基づく任用と処遇のため、現在管理職員に導入している勤務評価制度を全職員に拡大します。	・職務遂行能力不足等の職員に対する的確に指導し、対応します。 ・職員の意欲・能力の向上と職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成による組織力の向上のため、現在試行している勤務評価制度を定着させるとともに、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組みます。	(22 年度の取組を継続)

定員管理

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数（24,996 人）を基準として、平成 22 年 4 月 1 日までに 4.6%（約 1,140 人）を目標に削減を行うとともに、県立看護大学の地方独立行政法人への移行、公営企業のあり方検討などにより、約 5.7%の削減をめざします。（22.4.1 実績 23,897 人 1,099 人）</p>	<p>県政運営にあたっては、今後も様々な行政需要への対応が求められるとともに、国による制度や事業の見直しなどによる影響も想定されます。</p> <p>定員管理についてはこれまでに相当の取組を行ってきましたが、県を取り巻く行政環境は引き続き厳しい状況にあります。こうしたなか、新たな行政需要等については、既存事業や事務の徹底した見直しなどにより、スクラップアンドビルドで対応するとともに、国などによる制度や事業の見直しも含め今後の事務・事業の状況を踏まえ、引き続きスリムで効率的な行政運営を進めます。</p> <p>公営企業部門については、経営計画などに基づき、定員管理を行います。</p> <p>国の法令により配置基準が定められている公立学校教職員や警察官については、関係法令の状況などを踏まえ、定員管理を行います。</p>	<p>（22 年度の取組を継続）</p>

給与等の適正化

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>勤務実績に基づく新たな昇給制度及び勤勉手当に勤務実績をより反映し得る仕組みについて、早期の構築・導入を図ります。管理職員については、平成 18 年度から新たな勤務評定制を導入し、評定結果を給与に反映するとともに、その他の職員についても早期に新たな勤務評定制を導入し、評定結果を給与に反映できるよう取組を進めます。</p>	<p>職員の意欲・能力及び組織力の向上のため、能力や実績に基づくより適正な給与制度・運用、給与処遇に取り組み、一般職員についても昇給や勤勉手当に勤務実績を反映する仕組みについて検討を進めます。</p>	<p>（22 年度の取組を継続）</p>
<p>福利厚生については、引き続き、実施状況を公表するとともに、制度の分析・点検を実施し、必要な見直しを行うことよって、質の高いサービスが提供できるよう取り組みます。</p>	<p>福利厚生については、引き続き、実施状況を公表するとともに、制度の分析・点検を実施し、見直しを行います。</p>	<p>（22 年度の取組を継続）</p>

公正の確保と透明性の向上

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(情報公開の一層の推進) 公文書の開示決定における開示・非開示判断の適正度(公文書開示請求の開示決定等に対する開示請求者等(県民等)からの不服申立について、三重県情報公開審査会が行政機関の決定が適正であると判断した割合)の向上 17 年度 45% 21 年度 55% (21 年度実績 67%)	55%	80%
(会計事務の適正化) 出納局検査及び会計相談の業務推進有益度(被検査所属アンケートによる 5 段階評価結果・最高点は 5.0) 18 年度 3.91 21 年度 4.36 (21 年度実績 4.39) (23 年度目標) 監査結果における財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見数(実施 1 か所あたり)(22 年度実績 0.56)	4.51 -	- 0.54
(監査委員監査の充実) 監査結果に対する改善率(既に改善を終えたもの、または改善に取り組み引き続き改善しているもの) 16 年度(16 年度定期監査に対する改善率) 72.7% 21 年度 85.0% (21 年度実績 83.1%)	85.0%	85.5%
(外部監査制度の有効活用) 指摘内容に対する改善率(既に改善を終えたもの、または改善に取り組み引き続き改善しているもの)が 100%となるよう、取組を進めます。 16 年度(15 年度監査に対する改善率)91.3%(21 年度実績 98.8%)	100%	100%

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(情報公開の一層の推進) 公の施設の管理に係る情報公開 全ての指定管理者において情報公開制度が実施されるよう支援していきます。	(情報公開の一層の推進) 公の施設の管理に係る情報公開 全ての指定管理者において情報公開制度が実施されるよう支援していきます。	(22 年度を取組を継続)
(入札契約制度の改革) 平成 19 年度を取組に対する検証結果等を踏まえ、引き続き、より公正性、透明性、競争性が確保される入札契約制度を取組を進めます。	(入札契約制度の改革) 公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事・物件の品質確保と地域企業・事業者の育成を図るため、入札・契約制度のさらなる改善と適切な運用に取り組みます。	(22 年度を取組を継続)
(要望等取扱要領) 県政運営の公平性、透明性を高めるため、要領の周知・啓発に努めるとともに、統一的な運用を徹底していきます。	(要望等取扱要領) 県政運営の公平性、透明性を高めるため、要領の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。	(22 年度を取組を継続)
(職員等公益通報取扱要綱) 県政運営の透明性を高めるため、要綱の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。	(職員等公益通報取扱要綱) 県政運営の透明性を高めるため、要綱の周知・啓発に努めるとともに、適切に運用していきます。	(22 年度を取組を継続)

電子自治体の推進

平成 17～21 年度 of 取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>(総合的な観点での情報化の推進)</p> <p>全庁的に統一された調達指針を策定するとともに、各部署の IT 調達を管理する体制（情報システム審査委員会等）を平成 18 年度から構築・運用することにより、組織全体として IT 投資の効率化・適正化を推進します。</p> <p>また、全庁の情報システムを対象に、類似システムの統合化、ハード基盤の共通化、基幹システムのあり方などを検討し、全庁の情報システムの適正化を計画的に推進します。</p>	<p>(総合的な観点での情報化の推進)</p> <p>全庁的に統一された調達指針を策定するとともに、各部署の IT 調達を管理する体制（情報システム審査委員会等）を運用することにより、組織全体として IT 投資の効率化・適正化を推進します。</p> <p>また、全庁の情報システムを対象に、類似システムの統合化、ハード基盤の共通化、基幹システムのあり方などを検討し、全庁の情報システムの適正化を計画的に推進します。</p>	<p>(総合的な観点での情報化の推進)</p> <p>C I O 補佐業務委託契約による C I O 補佐等外部専門家の支援を得ながら、IT 調達管理の体制を整備・運用していくとともに、システム評価の制度を検討・構築し、IT 投資の効率化・適正化を推進します。</p> <p>また、共通機能基盤の活用等により、全庁システムの効率的な運用を図るとともに、開発・再構築を支援します。</p>
<p>(市町の情報システム等の共同化)</p> <p>共有デジタル地図を市町と共同で整備し、運用を行うとともに、住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、情報システム等の共同化を検討し、構築・運用することをめざします。</p>	<p>(市町の情報システム等の共同化)</p> <p>住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、共同化する有用性が認められる情報システム等について、共同化に向けた取組を推進します。</p> <p>また、自治会館組合が実施する共有デジタル地図更新事業については、市町とともに県も参加します。</p>	<p>(情報システムの効率的な運用)</p> <p>住民サービスの向上を図りつつ、低廉で効率的な自治体運営を行うため、共同化する有用性が認められる情報システム等について、共同化に向けた取組を継続するとともに、クラウドコンピューティングの導入についても検討していきます。</p> <p>また、自治会館組合が実施する共有デジタル地図更新事業については、市町とともに県も継続して参画していきます。</p>
<p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>三重県電子情報安全対策基準を見直し、各情報システムの情報セキュリティ実施手順の整備を行うとともに、情報セキュリティ監査体制なども含めた情報セキュリティマネジメントを推進します。</p>	<p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>三重県電子情報安全対策基準を見直し、各情報システムの情報セキュリティ実施手順の整備を行うとともに、情報セキュリティ監査体制なども含めた情報セキュリティマネジメントを推進します。</p>	<p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>三重県電子情報安全対策基準の遵守を図るため、計画的に全庁情報システムに係る情報セキュリティ監査を実施するなど、情報セキュリティマネジメントを推進します。</p>

財政運営の不断の見直し

平成 17～21 年度 of 取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>今後も財政収支見直しなどの財政情報を県民の皆様にご提供するとともに、財政の健全化と県勢発展のための予算編成を行ってまいります。</p>	<p>新たに設定した県独自の財政指標の活用、大規模施設の状態を明らかにする資産カルテの対象施設の拡充、平成 21 年度に新たに作成した財務書類 4 表の提示などを通じて、様々な財政情報を県民の皆様にご提供し、県財政の現状の理解が深まるよう努めます。</p> <p>また、資金調達の多様化を目的とし、広く金融市場から資金を調達できる市場公募債を発行</p>	<p>(22 年度の取組を継続)</p>

	<p>します。財政運営にあたっては、徹底した事務事業の見直しなど財政健全化の不断の取組を行いながら、県勢発展のための予算編成を行っていきます。</p>	
--	---	--

公共工事のコスト縮減と品質確保の促進等

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>(公共事業コスト縮減の取組) 公共事業コスト縮減に関する第 3 次行動計画に定めているコスト縮減率 15% (対 14 年度比) を目標とします。</p>	<p>(第 4 次行動計画の実施) 公共事業コストに関する第 4 次行動計画に基づく、計画から維持管理までにおけるコスト構造改善取り組みの推進</p>	<p>(22 年度の取組を継続)</p>
<p>(公共事業の品質確保の促進の取組) 入札及び契約の適正化及び技術管理業務の見直しに取り組みます。</p>	<p>(公共事業の品質確保の促進の取組) 総合評価方式の充実</p>	<p>(22 年度の取組を継続)</p>

(3) 県の事業のあり方
民間委託等の推進

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>(外部委託化の推進) 次の業務については、新たに外部委託を行うとともに、その他の業務についても引き続き検討し、可能なものから外部委託を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県政だよりの企画編集業務 ・ 職員研修、介護支援専門員試験・研修の実施運営業務 ・ 貸付金における未収債権の回収業務(回収困難な債権等について委託) ・ 公共事業の用地取得業務(委託の拡充) ・ 総務省所管の指定統計調査業務(国が行う民間開放を可能とする具体的措置に基づき、実施内容を検討) 	<p>(外部委託化の推進) 「外部委託に係るガイドライン」に基づき、引き続き外部委託化の推進に努めます。</p>	<p>(22 年度の取組を継続)</p>
<p>(指定管理者制度の活用) 指定管理者制度導入施設数(累計) 平成 18 年度 19 施設 平成 19 年度 20 施設 平成 20 年度 27 施設 平成 21 年度 28 施設</p>	<p>(指定管理者制度の活用) 平成 22 年度末に指定期間の終了を迎える 8 施設について、現指定期間の募集選定手続きや指定管理者の管理実績等を検証し、その結果を踏まえ、新たな指定管理者の募集選定手続きを進めます。</p>	<p>(指定管理者制度の活用) 平成 23 年度末に指定期間の終了を迎える 3 施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図るという指定管理者制度本来の趣旨に則り、更新手続きを適正に行います。</p>
<p>(外郭団体の見直し) 団体経営評価を実施・公表する団体数 34 団体</p>	<p>(外郭団体の見直し) 団体経営評価を実施・公表する団体数 31 団体</p>	<p>(外郭団体の見直し) 団体経営評価を実施・公表する団体数 30 団体</p>

公営企業

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
(企業庁) 平成 19 年度に策定することとしている「中期経営計画」(平成 19～22 年度)の中で具体的な目標を検討します。	(企業庁) 「長期経営ビジョン」(平成 19～28 年度)における「経営目標」達成に向け、「中期経営計画」(平成 19～22 年度)の具体的な取組を進めます。	(企業庁) 「長期経営ビジョン」(平成 19～28 年度)における「経営目標」達成に向け、新たに策定する「第 2 次中期経営計画」(平成 23～26 年度)により、具体的な取組を実行していきます。
(病院事業庁) 平成 19 年度に策定することとしている新しい経営計画の中で具体的な目標を検討します。	(病院事業庁) 平成 22 年度「当面の運営方針」を策定するとともに、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき県立病院改革を推進します。また、それにかかる議論を踏まえた上で、「新たな経営計画」の策定作業に着手します。	(病院事業庁) こころの医療センター及び当面県立県営で運営される一志病院については、平成 22 年 12 月に策定した「中期経営計画」に基づき具体的な取組を進めるとともに、総合医療センター、志摩病院については、平成 24 年度に新たな経営形態に移行することを踏まえた「当面の運営方針」(平成 23 年度)を策定して具体的な取組を進めます。

(4) 市町との連携

市町との連携強化

平成 17～21 年度の取組目標	22 年度目標	23 年度目標
県と市町の新しい関係づくり協議会では、役割分担検討部会などの検討組織を設置し、連携強化のあり方を協議し、可能なものから順次実施していきます。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」では、引き続き県と市町の連携・協働等に関する諸課題について、検討会議を設置し、市町と十分協議しながら、可能なものから順次実施していきます。	地域づくりを推進するにあたっては、これまでに各地域において多様な主体と協働して地域づくりを進めている市町との連携を引き続き強化していくことが重要であることから、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」のもとに、市町と共通の理解を深めたうえで、連携・協働して地域づくりの基盤を整備していきます。
「市町長との膝づめミーティング」では、引き続き知事が地域に出向き、県の政策課題や市町の地域課題など喫緊の課題について意見交換します。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会 トップ会議(膝づめミーティング)」では、引き続き知事が地域に出向き、県の政策課題や市町の地域課題など喫緊の課題について意見交換します。	
「県と市町の地域づくり支援会議」では、地域主権社会の実現に向けた効果的な地域づくりについての調査・研究を行い、多様な主体の参画による戦略性に富んだ地域づくりの方策等の検討を進めます。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」では、県と市町が地域づくりの推進に関する全県的な課題や地域課題等を抽出し、取り組むべき課題を共有化、明確化するとともに、当該課題の解決等に向けて、連携・協働して取り組むことにより、円滑かつ効果的な地域づくりに取り組むことができる基盤を整備していきます。	

権限移譲の推進

平成 17～21 年度の実施目標	22 年度目標	23 年度目標
<p>「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町と協議しながら、「地域課題解決型パッケージ」を中心に包括的権限移譲を推進します。特に、平成 17 年度から 19 年度までの期間は集中的に取り組めます。</p>	<p>国の動向等を踏まえながら、引き続き「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町と十分協議しながら、さらなる権限移譲を推進します。</p>	<p>(22 年度の実施を継続)</p>